

日本古代の人口について

鎌 田 元 一

はじめに

一九七九年一月から一九八二年二月にかけて、常磐自動車道の建設にともなう茨城県石岡市の“鹿の子”遺跡¹⁾の発掘調査が実施され、そこから総数三八五七片にのぼる多量の漆紙片が発見された。そのうち文字または文字の一部とみられる墨痕が確認されたものは

七二三片を数えるが、接続・復元作業の結果、それらは一応二八九

の文書片に整理され、茨城県教育財団から『鹿の子”遺跡漆紙文書²⁾としてその全容が公刊されるに至っている。³⁾筆者もまたその調査・研究メンバーの一員として、つぶさにそれらの文書群を観察する機会に恵まれたが、解説作業を進めるにつれ驚きの念を禁じ得なかつたのは、その量的な豊富さもさることながら、そこに出撃帳や

調帳、さらには兵士自備戎具簡閱簿など、従来未知の帳簿をも含む多数の国衙行政公文が見出されたことである。同遺跡は律令時代の常陸國府の近傍に位置し、恐らく国衙関連の工房施設と推定される

日本古代の人口について

ものであり⁴⁾、そのためにそこで行われた漆塗作業には、国衙払下げの反故文書が漆容器のフタ紙として大量に使用されることになったものとみられる。それらはいずれも正倉院文書中に残存した戸籍や

四度公文の欠を補い、今後さらに律令制公民支配の実態およびその変化を解明していく上で貴重な史料となるものであるが、その中に奈良末～平安初期の常陸一国の政府掌握人口を知るにたる二点の文書断片が含まれていた。

日本古代の人口については、澤田吾一による奈良時代人口の推計が夙に著名である。⁵⁾そこに示された良民人口約五六〇万（安全な数値としては五〇〇～六〇〇万）、これに賤民や遗漏人口を加えた総人口六〇〇～七〇〇万という数値は、単に奈良時代人口についての今日の定説であるばかりでなく、遡って縄文時代や弥生時代の人口推計にも利用されており、日本古代の人口学的研究にとっての基準的な位置を占めるものとなっている。近年これとは別な計算によつて、やはり奈良時代の総人口を五五〇～五八〇万とする推計が試みられているが、澤田の良民以外の人口に対する見積り（約一〇〇万）はや

や過大とみられなくもないのに、この点を考慮すれば、両者の結論はほぼ一致していることができる。両者を勘案すれば、奈良時代の人口は約六〇〇万内外として動かし難いものようである

が、しかしそれらの計算には全く問題がないわけではない。今回新たに「鹿の子C遺跡」から発見された第一級の人口史料によって、結果してそれらの推計はどのように評価されることになるのか。この点についての若干の検討を試みようとするのが本稿の目的である。

一 新発見の人口史料二点

1

ここに取り上げようとするのは、先の報告書『鹿の子C遺跡漆紙文書』にそれぞれ一九四号文書、一三三七号文書として報告した二点の文書断片である。これらは共に年紀を欠き、それ自体としてはいずれも何時の文書かは明らかではないが、本遺跡出土の漆紙文書全体を通覧する時、年紀の明らかなものは唯一点を除きすべて延暦年間に集中している。即ち、

五六号文書（五五号堅穴住居跡出土）

「延暦八年」

六六号文書（五九号工房跡出土）

延暦九年具注曆（五月二七日～六月八日）

九八号文書（七五一A号堅穴住居跡出土）

「延暦十五年一月二日」

一一七号文書（同右）

「延暦廿二日」

の四点がそれであるが、他に籍帳類も確認し得るものはすべて天平宝字元（七五七）年以後のものである。⁽⁷⁾ 戸籍の場合、令規定により五比（三〇年間）の保存が義務づけられているので、延暦期よりかなり遡る年次のものが存在していても不思議はないが、天平宝字年間の戸籍（籍年は同二年と八年）でも、それが廃棄されるのはやはり延暦年間である点が注意される。⁽⁸⁾ 即ち本遺跡出土の漆紙文書は殆ど延暦年間以後に廃棄され、その後一定の期間を経て適宜漆容器のフタ紙として利用されたものである可能性が強く、長期間の保存が義務づけられている戸籍を除けば、先の四点の文書に示されるごとく、他

はいずれも延暦年間、もしくはそれを遠く隔たらない時期の文書と判断される。⁽⁹⁾ 唯一点、ここに取り上げる一九四号文書と同じ遺構（一四六号工房跡）から、わずかに「勝宝」の二文字のみを残す断片が出土しているが（一九八号文書）、報告書にも述べたように、これは天平勝宝四（七五二）年籍の表紙もしくは冒頭に記された年紀である可能性があり、とすればそれが廃棄されるのは延暦元年籍の完成時（延暦二〔七八三〕年五月）以降であるから、これもまた右の理解の中に含めて考えることができる。

一方、土器や銅製鎔帶具などの出土遺物から、本遺跡は八世紀末から九〇〇年前後にかけての約一〇〇年間にわたって営まれたものと考えられている。¹⁰⁴ いま試みに年紀の明らかな文書を出土したそれぞれの遺構につき、その推定年代を示せば次のとくである。¹⁰⁵

一四六号工房跡（天平勝宝）——八世紀末～九世紀初頭

五五号堅穴住居跡（延暦八年）——九世紀中葉

五九号工房跡（延暦九年）——九世紀前葉

七五一A号堅穴住居跡（延暦一五年・同二〇～二五年）——九世紀中葉

葉

出土文書の年紀と遺構の推定年代との間にややズレがあるようにも見えるが、文書の若干の保存期間、廃棄後漆容器のフタ紙として利用されるまでの期間¹⁰⁶等を考慮すれば、その関係はそれほど不自然なものとは言えないであろう。先に天平勝宝四年籍の断片かとした一九八号文書の出土遺構の年代が、丁度その廃棄時点直後の時期にあたっているのも注意される点である。必ずしも絶対ではないが、ここに取上げる二点の人口史料もやはり延暦年間を中心とする時期のものとみてまず誤りはないと考える。以下これを前提として、まず一九四号文書からその内容をみていくこととしよう。

2

最初に一九四号文書の釈文を示せば次のとくである。

さて報告書にも記したように、本文書にみられる各数値の関係か

□万六千口

□八婢

□神戸口参佰捌拾肆口一百八十六男
□萬壹仟陸佰陸拾口八カ一百九十八女

□十二奴
□十八婢

□□□□拾カ

□壹烟定戸

□貳烟一烟鹿鳴神戸口烟
□封戸廿七烟定戸口烟

これは五片を接合して復原したもので、ほぼ円形を呈し、釈文五行目上部から七行目左部にかけてフタ紙としての原周縁部を残す。推定復原直径は約一九cmである。釈文四行目右の第二字は、紙の破損により殆ど失われているが、ごくわずかに残る墨付から「八」と判断して誤りはない。六行目「拾」もまた大部分が欠けているが、ここは内容上「拾」「佰」「仟」「萬」のいずれかの文字しか該当せず、わずかに「オ」偏の上部らしい墨付が認められるので「拾」と判断される。¹⁰⁷ 文字は肉細の謹直な楷書体で、大字は七～八mm角、小字は四～五mm角、一見して国衙作成の公文書であることは明らかであるが、界線は確認し得ない。一行の間隔は文字の心々間で約二・五cm前後である。

ら、その缺失部の記載は次のごとく復元することができる。

(A案)

口壹拾玖萬貳仟肆拾肆
口八万三千三百五十四男
口十萬六千七百八十女

口 參百捌拾肆口 一百八十六男
口 參百捌拾肆口 一百九十八女
口 壹拾玖萬壹仟陸佰陸拾口 八万三千一百六十八男
口 壹拾玖萬壹仟陸佰陸拾口 八万三千一百六十八男

回回二奴十八婢

拾壹烟定戶

参拾貳烟一烟鹿嶋神戸四烟
封戸廿七烟定

卷之七

(B
案)

壹拾玖萬壹仟貳佰柒拾陸

口神戸口參百捌拾肆
口一百八十六男
口一百九十八女

口壹拾玖萬壹仟陸佰陸拾口八万三千一百六十八男
口十万六千五百八十二女

十八婢

拾壹烟定戶

参拾貳烟一烟鹿嶋神戸四烟
封戸廿七烟定

とみられる常陸国戸籍においては、残存九〇余名の中に奴婢を一人も見出すことができない。そこで四行目男女合計数一八九七五〇から総合計 x 万一六六〇への繰り上がりを最小限にみなし、 x は一九、従つて奴婢の合計数は一九一〇と推定される。このように復元すれば良賤比率は一〇〇対一・〇となるが、もしあを二〇、従つて奴婢合計数を一九一〇とすれば、それは

一・一・一 補鶴の天平の京畿計帳では一〇〇対六・七である(後
掲表1～表5参照)。これらよりして、下総に隣接する常陸では
良民に対する賤の比率は御野よりも低く、可能な限り少なめに
見積もるべきことが推察される。ちなみに延暦四年以後のもの
とみられる常陸国戸籍においては、残存九〇余名の中に奴婢を
一人も見出すことができない。そこで四行目男女合計数一八九
七五〇から総合計 x 万一六六〇への繰り上がりを最小限にみな
し、 x は一九、従つて奴婢の合計数は一九一〇と推定される。
このように復元すれば良賤比率は一〇〇対一・〇となるが、も
し x を二〇、従つて奴婢合計数を一九一〇とすれば、それは

(3) 現存籍帳における良賤比率を計算すれば、大宝一(七〇二)の四行目左末尾の「女」は同右末尾に「男」とあること、三行目の神戸口数にも男女の内訳が示されていること、五行目に同じく双行で奴婢口数が記されていることなどによる。

(2) 四行目男女別内訳の合計は一八九七五〇となり、直上の合計口数 x 万一一六六〇と合致しない。従つてこの合計口数には次行の奴婢口数も含まれていることが知られる。また x は当然一九以上でなければならない。

(1) いまその復元の根拠を改めて示せば次のごとくである。
四行目左末尾の「女」は同右末尾に「男」とある

一〇〇対六・三となり過大である。

(4) 一行目左に「**口**万六千^口」と見えるのは四行目左の良女口数

の記載に類似し、また二行目左に「**口**八婢」とあるのも五行目左の婢口数と合致している。しかもそれぞれ相互の字配りの状態が殆ど同一といつてよい状態にある。これらの点からして、一行目と二行目の記載は四行目と五行目のそれと同形式の、しかも数量的にも殆ど近似した記載であることが知られる。

(5) その場合、一と二行目は三行目の神戸口数と四と五行目の恐らくは官戸^戸の口数との合計であるか、または逆に一と二行目と三行目の合計が四と五行目であるかの二通りの理解が成立つ。前者に立つての復元がA案であり、後者のそれがB案である。その際いずれの案をとっても、三行目の神戸口数の内訳には奴婢はないから、二行目は五行目と全く同じ記載であることが知られる。

(6) 一行目と五行目冒頭の「**口**」字は、本帳の書式上当然このよううに復元される。

(7) 七行目右は「**口**烟」の下の欠損部に鹿嶋神戸以外の神戸名が具体的に挙げられているものと考えられるが、全体の紙高・字配りと四行目末尾の位置から判断して、さらにその下にいま一つ以上の神戸が列記されているだけの余地はない。とすれば、鹿嶋神戸一烟と某神戸^口烟、それに他の封戸廿七烟の合

計が「**口**貳烟」かと考えられ、一応右に推定したごとく復元してみることができる。

以上であるが、A・Bいずれにしても一行目、四行目の口数が一九万を超える点がまず注意されよう。これは一郡の人口としては過大であり、常陸一国の人口にかかる数値であることは明らかであるが、ただ三行目の神戸口数が少なすぎる点よりして、これを一国の総口数と考えることはできない。一と二行目にこの三行目の何らかの神戸口数を加減して算出された四と五行目の数値は、某年の常陸一国の見定官戸口数を示しているものとみるべきである。即ち、本帳は神戸・封戸と官戸とに分かつて一国および各郡の戸数・口数を集計したもので、現存部の前に一国全体の戸数集計、続いて一国全体の総口数、その内訳としての神戸・封戸の口数記載が欠けており、現存一と二行目はそれに続く内訳中の官戸口数の記載とみる。そしてこれに停廢(B案)、もしくは新設(A案)神戸の口数(三行目)を加減し、四と五行目は見定官戸口数を示しているものと解するのである。

その場合、注意されるのは、『新抄格勅符抄』神封部に収められた延暦二〇〇年九月二二日の太政官符によつて、常陸国所在の春日神封二〇烟が停止されている事実である。その春日神封二〇烟とは、同書の諸国神戸列記の部分に「春日神 廿戸^{常陸国鹿嶋社奉^奉寄}天平神護元年」とあるのを指しているが、もし本帳三行目がこの時停止された春日

神戸の口数を記したものであれば、本文書は延暦二〇年か二一年のもので、復元案としてはB案を採用すべきこととなる。ただ二〇戸の口数が三八四とすると、一戸平均一九・一人となり、後述する鹿嶋神戸の一戸平均口数に比して少なすぎるようであるが、二〇戸程度の局部的な数値ではそのようなことは十分にありうるので、右の可能性が全く否定されるわけではない。一案として示しておくこととする。

次に六行目・七行目は戸数の記載であるが、戸に関する記載が口数記載の後になることは考え難いので、六行目からは各郡別の記載に入るものと考る。その場合、『和名類聚抄』や『延喜式』民部上の郡の配列順からみて、それらは新治郡の記載である可能性が強く、六行目は総戸数、七行目はその内訳としての神戸・封戸の戸数と考えられる。ただそのように解する時、五行目と六行目との間に一行分の余白はないので、郡名標記のために一行が充てられていないことになり、『延喜式』主計下に収められた大帳の書式等よりみればやや疑問が残るようである。しかし正税帳などには郡名標記に続けてすぐその下に内容を記す例も多くみられるから、この場合も六行目冒頭に郡名が記されていたものと解して必ずしも不自然ではない。七行目の神戸・封戸数の少なさからみても、この部分が郡別の記載であることは疑いなく、とすれば、先に一国総計部について記した本帳の書式構成についての理解は、この部分からも裏付けら

れることとなる。

本帳欠失部の復元、およびその記載内容についての私見は以上のごとくであるが、ここに官戸の分のみとはいえ、延暦年間ごろの常陸一国の人ロが男女別内訳・良賤別内訳をともなって正確に知られる点は誠に貴重である。残念ながら神戸・封戸の口数を記した部分が欠失しているので一国の総口数を直接知ることはできないが、『新抄格勅符抄』によれば延暦年間の常陸国には以下の神封・寺封の存在したことが知られる。¹⁸⁾

大和神	一〇〇戸	鹿嶋神	一〇五戸	春日神	二〇戸	(延暦二〇年以前)	
寺	五〇戸	大安寺	一〇〇戸	飛鳥寺	一〇〇戸	川原	
寺	一〇〇戸	薬師寺	一〇〇戸	荒陵寺	五〇戸	東大寺	五〇戸

以上合計一〇〇五戸であるが、同書には若干の脱漏もあるうし、またこれ以外にも皇親・諸王臣の品封・位封なども存在したであろうから、これですべてではないものの、同国所在の封戸数の下限は一応これによって押えることができる。ここで注目したいのは、同書に記された鹿嶋神戸についての次のごとき注記の内容である。

鹿嶋神 百五戸常六国、神賤五十石、課六百八十五人

まず最初の「常六国」は上の一〇五戸がすべて常陸国に所在することを示す注記であろう。次の「神賤五十石」と神戸一〇五戸との

関係は必ずしも明らかではないが、恐らく一〇五戸の中に五〇烟の神賤が含まれているものと解すべきで、延暦五年現在の課・不課合計数三三六一人は一〇五戸の全口数と考えられる。もしこれを神賤五〇烟の口数とすれば、一戸平均六七・二人となってあまりにも過大であるし、神賤に課があるというのも不審であるからである。そこでこれを一〇五戸の全口数とみて、一戸平均口数を算出すれば三二・〇人となる。五〇戸¹⁴一郷当りでは一六〇〇人である。官戸の一戸平均口数は神戸・封戸のそれよりもやや少ないとであろうと思われるが、一応同じとみて、本帳によって知られた一国全体の官戸口数一九万一六六〇を右の一郷人口数一六〇〇で除せば一九・八となる。即ちこの計算では本帳の示す官戸口数は約一二〇郷分の人口であるということになる。従つてこれを『和名類聚抄』(印本)に挙げられた常陸国の一郷人口数一五三から減すれば、その差三三は同国所在の封郷の総数を示していることになる。¹⁵ 戸数にすれば一六五〇戸であるが、先述のように、これは官戸の一戸平均口数を神戸・封戸のそれと同じとみなして算出した数値であるので、実際には前者は後者よりもやや少ないとすれば、それは同国所在の神戸・封戸数を最大限に見積もった数ということになる。即ち延暦年間ごろの常陸の神戸・封戸の総数はほぼ一〇〇〇¹⁶一六五〇戸の間にあると考えられるのであり、これに先の鹿嶋神戸の一戸平均口数三二・〇人を乗ずれば、その人口はおよそ三万二〇〇〇¹⁷五万三〇〇〇人と

計算される。¹⁸ 本帳によつて知られる官戸総口数一九万一六六〇にこれを加えれば、当時の常陸国の総人口は約二二万四〇〇〇¹⁹二四万四〇〇〇人ということになる。

この数値は当時の国衙作成の公文に記された一国の官戸総口数(それは常陸国の総人口の大部分を占める)を直接に踏まえている点、また『新抄格勅符抄』によつて当時常陸国に所在したことの知られる神封・寺封の数を基礎としている点、さらには『和名類聚抄』の郷数がほぼ本帳と同時期のものとみられる点(註19参照)などよりして、延暦ごろの常陸国の人口として非常に確度の高い数値とみなさなければならない。従つてこれを基礎として奈良末²⁰平安初期の全国の総人口を推計することは充分に意味のあることと思われるが、それに先立ち、本遺跡から出土したいま一点の人口史料、第一三七号文書についても次に簡単な検討を加えておくこととしよう。

一二三七号文書(一六七号竪穴住居跡出土)は三つの断片に分かれているが、まずそれぞれの积文を示せば次のとくである。

a 口伍

口陸

b □伍□

口百貳拾伍課

口拾伍中男

c □參見□

では改めてこの二三七号文書を延暦ごろの常陸国の某年大帳（計帳）目録であると認めておくこととする。
さてここに示したa・b・cの三片は相互に直接はしないが、aとbの二片は次のごとく位置関係において上下に接続するものと認められる。

本文書は一国もしくは一郡の課・不課による人口の集計を記した

□伍□

もので、やはり常陸国作成の国衙公文であることに疑いのないものであるが、界線は確認し得ない。b三行目は二行目課口数の内訳第一行にあたり、同一行目は不課口に関する記載とみられる。cは課

口伍□□百貳拾伍課
口陸□□拾伍中男

口内訳中の「見輸」もしくは「見不輸」の記載である。文字は楷好な書体で七八mm角前後、行間は文字の心々で約一・五cm前後となつてゐる。

本文書の書式は、課口総数を記した次の行にすぐ続けて中男の口数を記す点、『平安遺文』卷一〇に「摂津国大計帳案」として収められた二点の文書（補四三号・補四四号——九条家冊子本中右記裏文書）に類似するが、『延喜式』主計下に掲げられた大帳の書式とは一致しない。このため報告書では、『平安遺文』補四三号文書とともに、これを直ちに大帳の目録とは認められないとしたのであるが、補四号文書が大帳目録であることは疑いなく、却って『延喜式』の書式の方に中男の取り扱いについてやや疑問が感ぜられるので、本稿

a' 小女

耆老

では改めてこの二三七号文書を延暦ごろの常陸国の某年大帳（計帳）目録であると認めておくこととする。

b'

口拾

口刀自賣年玖

口年陸拾

c' □男

これは報告書に一二三九号文書として掲げたものであるが、一二三七号文書についてa・b両紙片を先のごとく配置すれば、この籍帳の記載は、a片の第一行が、b片第二行の、a片第二行が、b片第三行のそれぞれ下方に位置することとなり、年齢と丁中記載との関係が丁度適切なものとなる。²³⁾右の復元案の根拠は主としてこの点にあるが、a片第二行の行頭が第一行のそれより一字下げられている点も、それが第一行に記された数値の内訳であることを示しており、b片第二行と第三行との関係によく適合しているといえよう。

さて、この復元案が認められるると、その第二行目・第三行目の課口・中男の数の組み合わせとしては、一応次の二通りの場合が考えられることになる。²⁴⁾

(ア) 口伍萬口百貳拾伍課

口陸仟口拾伍中男

(イ) 口伍仟口百貳拾伍課
口陸佰口拾伍中男

(ア)はこれを常陸一国の集計とみた場合、(イ)は一郡単位の集計とみた場合であるが、(ア)の復元案では課口数・中男数ともに一致して第二位の数字(課口数は仟位、中男数は佰位)が零となる点、やや不自然な感は否めない。さらに養老五年下總国戸籍では良賤総口一二八六人中に含まれる課口は三四九人であり、この比率で(ア)の課口数五〇一二五七五〇九二五に対応する総口数を求めるとき八万四七〇一と一八万七六四九人となる。²⁵⁾下総国戸籍の比率を用いた理由についてはすぐあとで述べるが、いま注意されるのは、算出された常陸一国の総口数が先にみた一九四号文書に記される官戸の総口数一九一六六〇人にも満たないことである。この一二三七号文書の集計は、その書式上神戸・封戸の口数をも含むものであり、そこから導かれる総口数が一八万人台では、同時期の文書である一九四号文書に照らしてあまりにも少なすぎるといわねばならない。結局、これらの点より判断して、これを常陸一国の集計とみる(ア)の復元案は採用すべきないことが知られるのである。

ところで、一九四号文書に示された官戸口数の内訳によつて、良民中の男女の比率、良賤の比率を算出すれば、それぞれ次のとおり

値を得る。

男女比（男口一〇〇） 一二八・二24
良賤比（良口一〇〇） 一・〇24

これを後掲表1～表4に示した八世紀前半の各地の籍帳にみられる比率と比較すれば、養老五年下総国戸籍のそれとかなり近似することが知られる。即ち各籍帳における男女比（A）・良賤比（B）は

	(A)	(B)
大宝二年御野国戸籍	一〇九・〇	四・二
同 年西海道戸籍	一一一・五	七・〇
養老五年下総国戸籍	一三〇・九	一・一
神龜 <small>25</small> 天平京畿計帳	一二七・六	六・七

となつてゐるが、男女比は京畿計帳に極めて近いものの下総国戸籍

にもまた近く、良賤比をも含めて考えれば全体として下総国戸籍の示す比率によく一致することができる。²⁶さらにそれらの籍帳の課口数に対する中男数の百分比は、御野国戸籍が一八・三、西海道戸籍が一六・二、下総国戸籍が一四・三、京畿計帳が一四・五であるが、先掲(1)の復元案を採用すると、本文書では一〇・四27一三・六となる（一〇・四是課口数を五九二五、中男数を六一五として算出した最小値であり、逆に一三・六は課口数を五一二五、中男数を六九五として計算した最大値である）。その平均は一一・〇であり（これは仮りに(7)を採用した場合でも同様である）、やはり下総国戸籍の比率に最も近

いことが知られる。

このように一九四号文書・一三七号文書にみられる各数値の相互関係は、下総国戸籍のそれと全体によく類似しており、両者の年代が養老五（七二一）年と延暦年間（七八一～八〇六）とに隔たつてはいても、隣接するこの両国の人口構成には相互に大きな変化はなく、依然として強い同質性を保持しているものと判断される。従つて本文書にみえる課口数から常陸一国の総口数を推計する場合、全国平均よりも下総国戸籍の比率を適用するのがより妥当と考えられるのであるが、かかる観点に立つて先掲(1)の復元案における一郡の課口数五一二五28五九二五に対応する良賤総口数を算出すれば、それは一万八八八五29二万一八三三人と計算される。

ではその程度の人口を擁する郡は、一体いずれの郡と考えられるであろうか。常陸国には全部で一の郡が存在するが、いま『和名類聚抄』（印本）によって知られる郡数とともにそれを列举すれば次のごとくである。

新治（12）	真壁（7）	筑波（9）	河内（7）	信太（14）
茨城（18）	行方（17）	鹿島（18）	那賀（22）	久慈（21）
多珂（8）				

いまこれを所属の郷数によって整理すれば、それら一郡は①七九郷（真壁・筑波・河内・多珂）、②一二一四郷（新治・信太）、③一七一九郷（茨城・行方・鹿島）、④一二二三郷（那賀・久慈）

の四つのグループにかなり明瞭な段差を以て区分することができる。

一方『新抄格勅符抄』によつて知られた鹿嶋神戸の一戸平均口数三

二・〇人を基礎として、延暦ごろの常陸国の一戸平均口数は約三〇人前後と推定されるので（註⁶²の参照）、これによつて計算すれば、本文書の課口数から導かれた先の一戸人口一万八八八五と二万一八三人はおよそ一三と一四郷の人口に相当することになる。これに該

当するのは先の②のグループであり、中でも本文書残存部の集計は信太郡のものである可能性が極めて強い。そこで改めて信太郡の郷数一四で右の一戸推定人口一万八八八五と二万一八三三人を除せば、その一郷平均口数は一三四九と一五六〇人となる。⁶³ これに常陸国総郷数一五三を乗すれば、一国の総人口は二〇万六三九七と二三万八六八〇人となるが、この数値は先に一九四号文書を基礎として算出した総口数約二二万四〇〇〇と二四万四〇〇〇人にかなりよく一致するといえよう。もつとも、当時の常陸国の一戸平均口数を三〇人前後とみる点は、一九四号文書の官戸総口数一九万一六六〇人をも参考としたものであり、その点やや循環論証の嫌いなしとしないが、その計算はいま一方で『新抄格勅符抄』によつて知られる神封・寺封の数を重要な基礎としており、さらに鹿嶋神戸の一戸平均口数三二・〇人をも踏まえたものであるので、右の結果は一九四号文書から導かれた常陸国総人口数の傍証といいかほどの意味はもつであろう。本稿ではこれを以て奈良末と平安初期の常陸国のは

総人口（国家掌握人口）を約二二万四〇〇〇と一四万四〇〇〇人と結論するものである。

一一 八、九世紀の人口についての試論

1

はじめに触れたように、澤田吾一は奈良時代の良民人口を約五〇〇と六〇〇万人とし、これにさらに約一〇〇万の賤民や遺漏人口を見込んで当時の総人口を約六〇〇と七〇〇万人と推定している。その計算は二通りの方法によつて行われているが、その第一は『続日本紀』天平一九年五月戊寅条にみえる次の太政官奏を基礎とするものである。

太政官奏。封戸人數、縁有⁶⁴多少、所^レ輸雜物、其數不^レ等。是以、官位同等、所^レ給殊^レ差。於^レ法准量、理實不^レ愜。請。每^ニ一戸^レ、以^ニ正丁五六人、中男一人^レ為率、則用^ニ郷別課口二百八十、中男五十人、擬為^ニ定數^レ。其田租者、每^ニ一戸^レ、以^ニ冊束^レ為^ニ限、不^レ合^ニ加減^レ。奏可之。

まずこの官奏にいう課口には中男が含まれないことは明らかであるから、それを課丁（正丁と次丁）の義とし、課丁二八〇人に中男五〇人を加えて一郷の課口数を三三〇人とする。そして現存する八世紀前半の籍帳による統計から、課口三三〇人に対応する一郷の良

民総口数一三九九人を求め、これに『和名類聚抄』(印本)の総郷数四〇四一を乗じて全国の良民総口数五六五万三三五九人を算出する。さらにこの計算には平城京の人口は含まれないので、それについては幕末と明治初期の金沢(石川県)との比較などから、近郊を含めて約二〇万人の人口を推定する。

このようにして、奈良時代の良民総口数は約五〇〇～六〇〇万人とみなされるわけであるが、この推計を支えているのは、右の天平一九年官奏にみえる一郷の課丁・中男数を当時の実際の全国平均に基づくものとする理解である。しかしこの官奏は、右にみるとおり、各地の封郷間の課口数の差によって生じる封主の収入の格差を是正し、すべての封主に対して一率に一定量の収入を保証することを目指とするものであるから、そこに法定された一郷の課丁・中男数は、これによつて減収となる封主が生じないように、実在する封郷のうち最も多丁なるものを基準として、一般の郷をも含めた全国平均よりかなり多めに算定されている可能性がある。天平一年には、それまで一部の封主を除き半給であった封戸^租を以後すべて全給とし、封主を優遇する施策がとられている点も注意されよう。澤田は全国の封郷の平均口数は一般の郷のそれよりも多いかも知れぬとし、右の数値を一率に全国に及ぼすことについて種々論弁しているが、ことはそのような次元にとどまるものではなく、右の官奏に示された課口数・中男数には史料の本質にかかわるより、根本的な問題が含ま

れているとみなければならない。

そこで他に同様の史料を求めてみると、『令集解』賦役令封戸条の古記に引用された次の慶雲二(七〇五)年一月四日格に、

以四丁准一戸也。兵士等類、不レ在点例。但出身之色、不レ在障限。

とあるのが注目される。これは大幅な節略文であるため、本来の格文全体の趣旨は必ずしも明らかではないが、『続日本紀』同日条に、有レ詔、加_レ親王諸王臣食封、各有_レ差。先_レ是、五位有_レ食封。至_レ是代以_レ位禄_也。

とあるのを参照すれば、右の傍線部は五位の食封を位禄に切り換えることと関連して、封戸の一戸当り丁数を四丁と定めたものとみられる。さらにまた鬼頭清明によつて明らかにされたところによれば、大同三年一月一〇日官奏^附の大宝元年格においても、五位の位禄支給額が一戸四丁の基準によつて算出されている(正五位は四〇戸相当、從五位は三〇戸相当)。これらに對して禄令食封条の規定では(大宝令も養老令と同様であったと考えられる)、四位・五位の位禄額が一戸三丁の基準で計算されているが、これとほぼ同様の関係は点兵率についても認められる。即ち養老令の軍防令兵士簡点条には、

(前略)其_レ点入_レ軍者、同戸之内、每三三丁_レ取二丁_也。
と規定されているが、『日本書紀』持統三(六八九)年閏八月庚申条には、

(前略) 其兵士者、每於一国、四分而点其一、令習武事。

とあり、『続日本紀』天平四年八月壬辰条にも、

(前略) 又四道兵士者、依令差点、滿四分之一。(後略)

とみえる。これらによつて直ちに飛鳥淨御原令や大宝令の規定が四丁につき一兵士を取るものであったとするには問題があるが、養老令の規定にもかかわらず、當時実際に点兵率を四分之一とする意識の存したことは確かであり、延いてはその背後に一戸の課丁数を四丁とする慣行の存したことが窺われよう。先の封戸の場合も、位禄額の算定に当つて令規定では一戸三丁として計算しているが、實際には大宝・慶雲の格によつて一戸四丁の基準が採用されており、この一戸四丁というのが當時の実態に近い普遍性をもつた数値であると考えられる。先の天平一九年官奏を法源とする『延喜式』民部上の規定においても、再び一戸の正丁数を四人、従つて一郷の課口(課丁)数を二〇〇人としている点が注意されよう。

なる。

このようにみてくると、天平一九年官奏に定められた一郷の課丁数二八〇、中男数五〇を基礎とする澤田の奈良時代良民人口についての推計は、かなり過大なものであるということになろう。そこでいま試みに八世紀前半の一戸平均丁数を四として、改めて全国の良民総口数を算出すれば次のようになる。

まず天平一九年官奏に一戸の正丁五六人といい、慶雲二年格に一戸四丁というのは、いずれも単純な正丁数ではなく、また澤田のい

うように正丁と次丁との合計数でもなく、次丁を二分之一正丁として課丁(正丁と次丁)をすべて正丁数に換算した数値と考えられるので、現存籍帳による正丁と次丁の比率の平均三九・九対三・七により、一郷の正丁換算値二〇〇に対応する正丁と次丁の合計数を求めれば二〇九人となる。⁴⁰ また課丁と中男の比率の平均四三・六対八・二によつて、ここに算出された一郷の課丁数二〇九に対応する中男数を求めれば三九人となる。従つて一郷の課口数は二四八人となるが、課口と男女総口数との比率の平均五一・八対二一九・七により、一郷当り良民人口を算出すると一〇五二人である。澤田が基礎とした数値よりも三四七人も少なく、これに『和名類聚抄』(印本)の郷数四〇四一を乗じて得られる全国総良口数は四二五万一一三三人となる。⁴¹

一方、澤田の平城京人口についての推計もかなり過大なようで、最近岸俊男は『続日本紀』慶雲元年一月壬寅条にみえる一五〇五烟を當時の藤原京内の総戸数とみなす立場から、平城京と藤原京の面積比三対一、天平五年右京計帳の一戸平均口数一六・四に基づき、平城京の人口を約七万四〇〇〇人と試算している。⁴² その後七〇余年間の人口増加を見積もつても一〇万前後であろうとされているが、もしこの試算が正しければ、奴婢を含んでも澤田の推計の半数程度にしかならない点が注意される(右京計帳の一戸平均数一六・四人といふのは奴婢を含む数値である)。

後掲表5にみると、八世紀前半の籍帳における良賤比の平均は一〇〇対四・四であるので、この比率によつて右に算出した全国総良口数四二五万一一三一人に対応する賤口数を求めれば一八万七〇五〇人となる。良賤を合わせた総口数は四四三万八一八一人であるが、これに右の岸の推定による平城京人口を加えて、八世紀前半の国家掌握人口は約四五〇万であるとするのがここでの一応の結論である。

次にいま一つ別の方針によつて八世紀前半の国家掌握人口を試算してみよう。それは表5に算出した一郷平均口数を用いる方法であるが、澤田がこのような方法を採用しなかつたのは、恐らく現存籍帳による局部的な数値を全国に適用するのは危険とみたからであろう。そのため天平一九年官奏に示された課丁・中男数を全国平均に基づくより普遍的な数値として採用したのであろうが、しかし現存の八世紀前半の籍帳も下総・御野・越前・京畿・西海道といふように全国にわたるサンプルを提供しており、それらの平均によつて得られる一郷(=五〇戸)当り口数はそれほど偏頗な数値とは思われない。そこで表5の全国平均一郷当り口数一〇六八に『和名類聚抄』(印本)の総郷数四〇四一を乗ずると、全国良賤総口数四五一万五七八八人という結果を得る。⁽⁴⁸⁾これに岸の推定による平城京人口を加えれば約四四〇万となるが、先の方針による推計と極めてよく一致する点が注目されよう。

2

そこでこれらの結果をさらに検証するために、靈龜元(715)年と天平一年のものとみられる阿波国計帳によつて同国の総口数を算出してみよう。同文書には「都合今年計帳新旧定見戸」として五〇六八という戸数が掲げられているが、これは『和名類聚抄』にみえる同国の総郷数が四六でしかない点よりして戸数を示すものと考えられる。表3に示したように、養老五年下総国戸籍によつて算出される一戸平均口数は九・三人であるので、これによつて阿波国の良賤総口数を計算すると四万七一三二人となる。⁽⁴⁹⁾一郷平均口数は一〇二五人であり、先に第二の計算の基礎とした一〇六八人に極めて近い。⁽⁵⁰⁾その差四三人をそのまま全国に拡大すれば、一七万人余の減少となるが、その程度の差は問題とするに足りず、この結果は先の推計の妥当性をよく保証するものといえよう。これを以て本稿では八世紀前半の国家掌握人口は約四五〇~四五〇万、より安全に幅をもたせて言うなら四〇〇~五〇〇万人と結論するものである。⁽⁵¹⁾当時の脱漏人口をどの程度と見積もるかは難しい問題であるが、北海道や東北地方北部を除外して考へる時、それを含めても当時の日本の総人口は恐らく五〇〇万を多く出るものではないであろう。

澤田の推計の第二の方法は、『弘仁式』『延喜式』所載の諸国出舉稻の額を利用するものである。澤田はまず『類聚三代格』所収の弘

仁六（ハ一五）年八月二三日官符により、陸奥国の当時の課丁数を三万四七九〇人と算出する。次に『弘仁式』主税に規定する諸国出挙稻数を各国の人口の多寡を基準として定められたものとみ、右の弘仁六年の陸奥国の課丁数と同国の出挙稻数との比例により、諸国弘仁年間の課丁数を算出する。さらに弘仁年間の諸国課丁数をそのまま奈良時代の課丁数とみなし、これに天平宝字二年以後の男女総口数と課丁数との比率一〇〇対一八・七を適用して奈良時代（後半）の良民人口を算出する。『弘仁式』の欠失している諸国については『延喜式』主税上にみえる出挙稻数を用いて同様に算出する、というものである。これを基本として、畿内五ヶ国、対馬・多歛・志摩の各國嶋については別途の考察をも加え、さらに平城京の人口を既述のごとく二〇万人として、最終的に良民総口数を約五六〇万人と算出するのである。

この推計については、陸奥国という特殊な地域（蝦夷問題との関連において）の課丁数を計算の基礎とする点、また弘仁・延喜の出挙稻数を人口に比例するものとみなす点、やや問題が残るが、後者は例えそれが諸国の田積に応じて定められたものであるとしても、結局それは大局部的には人口にも比例することになるはずであるから、これらのことについてはいまは不間に付すこととしよう。しかしどうしても問題となるのは、弘仁六年の陸奥国（出挙稻数）と弘仁・延喜の出挙稻数とから算出された諸国課丁数を、そのまま奈良時代の課丁数

とみなす点である。澤田はこれについても一定の論弁を試みてはいるが、あまり説得的であるとはいえない。その推計に用いられた史料よりして、そこに算出された良民総口数約五六〇万という数値は、やはり直接的には平安時代初期の人口を示しているものというべきであろう。澤田が延喜稻によつて算出した常陸国の良民総口数は二万六九〇〇人であるが、前章で検討した一九四号文書の良賤比率に従い、これに一%の賤口数を加えると良賤総口数は約二二万人となる。この数値は同文書を基礎として先に算出した延暦ごろの常陸國の総人口二二万四〇〇〇と二四万四〇〇〇人とかなり近く、澤田の推計がやはり平安初期の人口としてよりふさわしいものであることを示していよう。

では延暦ごろの常陸國の総人口としてかなり確度が高いと思われる右の数値に基づく時、当時の全国総人口はどの程度と計算されるであろうか。まず一つの方法として、この二二万四〇〇〇と二四万四〇〇〇という数値を『和名類聚抄』（印本）の常陸一国（常陸國）の総郷数一五三で除し、それに全国総郷数四〇四一を乗すれば、五九一六六〇二四〇六四四万五三九五人という結果を得る。しかしこの数値は、先に現存籍帳を史料として算出した八世紀前半の総人口ほどには確實性をもつものではない。何故なら、先の計算においてはほぼ全国的に満遍なくサンプルを得られたのに対し、この場合は単に常陸一國の一郷平均口数のみを計算の基礎としているからである。表1-1

表5によつても知られるように、各地の一郷平均口数には相互にかなりの相違があるとみなければならず、特定地域において得られた数値のみを以て一率に全体を推し測ることはできないのである。八世紀前半ごろの東国は全体として西国先進地域よりも開発は遅れていたであろうと思われるが、その後半世紀余りを経て、奈良末と平安初期のころには開発も進み、むしろ西国よりも多数の人口を抱えるに至つた可能性も想定される。もしもそのような場合には、右の約五九二～六四五万という数値はかなり下方修正されねばならないであろう。

そこでもう一つの方法として、澤田の推計にならい、試みに『延喜式』の出挙稻数によつて全国の総口数を算出してみると、(延喜稻を用いるのは『弘仁式』が完存しないためであるが、『延喜式』においては多嶋が存在しないので、同嶋については弘仁稻を用いる)。まず山城国以下対馬嶋に至る六六国二嶋の延喜稻の総合計は四三八五万四六〇〇束であり、そのうち常陸国は一八四万六〇〇〇束を占める。多嶋の弘仁稻二〇八〇束を加えて全国総稻数は四三八五万六八〇束である。常陸国の総口数二二万四〇〇〇～二四万四〇〇〇人と出挙稻数一八四万六〇〇〇束との比例により、右の総稻数に対応する全国総口数を求めれば、それは約五三三～五八〇万人と算出される。先の一郷平均口数を基礎とする計算よりも約六〇万人少なく、澤田の推計とかなりよく一致することが知られる。兩者いずれ

の数値を採るべきかは難しい問題であるが、先述のとおり、第一の方法による計算の方にやや疑問が多いと思われるるので、本稿では一応第二の方法に基づく結果を採用することとした。平城京末期と平安京初期の京師人口を約一〇万人とみて、当時の国家掌握人口は約五四〇～五九〇万人ということになろう。幾分の脱漏人口を見込めば、当時の日本の総人口(北海道と東北地方北部を除く)はおよそ六〇〇万人前後と考えられる。

おわりに

以上、茨城県石岡市の“鹿の子”遺跡から出土した二点の人口史料により、延暦年間ごろの常陸国(常陸)の国家掌握人口が二二万四〇〇～二四万四〇〇〇人であることを明らかにし、これを基礎に奈良末と平安初期の国家掌握人口を約五四〇～五九〇万人と推定した。また八世紀前半の国家掌握人口についても独自に推計を試み、これを四四〇～四五〇万人(安全な数値としては四〇〇～五〇〇万人)と算出した。この結果、従来奈良時代人口についての定説ともなつていた澤田の推計は、むしろ奈良末と平安初期の人口とみるべきことが知られたが、ここで注目されるのは、八世紀前半から八〇〇年前後に至る間に約一〇〇万人の人口増加が推定されることである。これを歴史的な事実として認めることができるかどうか、さらに諸種の

日本古代の人口について

史料によって検討を重ねる必要があるが、一方でこのような認識を踏まえて奈良時代後半に展開した諸歴史事象——例えば墾田開発の進展や調庸物の龜恩・違期・未進に象徴される律令制公民支配の動搖——を見直せば、そこに新たにどのような見通しが開けるであろうか。ことは重大であるが、すべて今後の課題とし、いまは一まずこれを以て擱筆することとした。

註

- (1) 茨城県教育財團文化財調査報告第20集『鹿の子C遺跡漆紙文書』本文編・図版編 一九八三年。なお同書に一~二八九の番号を付して報告された文書片の中には、相互に直接はしないが同一文書(同一個体)の破片とみられるものが多く含まれており、本来の文書点数はさらに少数となるが、それでも現在までのところ、それが一つの遺跡から出土した漆紙文書群として最大規模のものであることに変わりはない。
- (2) "鹿の子C遺跡"の漆紙文書の調査・解説は、井上満郎氏(京都産業大学)を代表者とし、他に岡田芳朗(女子美術大学)・志田諱一(茨城キリスト教大学)・西山良平(京都大学)の各氏、および筆者の五人がその任にあたった。
- (3) 茨城県教育財團文化財調査報告第20集『鹿の子C遺跡』遺構・遺物編
- (4) (下) 一九八三年 七八八~七九一頁
- (5) 澤田吾一『奈良朝時代(民政の歴史)の数的研究』柏書房 一九七二年復刻(初刊は一九二七年)
- (6) 佐々木・澤田吾一『日本列島における人口分布の長期時系列分析』社会工学研究所『日本列島における人口分布の長期時系列分析』一
- (7) 九七四年。なお本書では、直接には奈良時代総人口を五〇〇~六〇〇万人と記しているが、その計算は一郷の良民人口を一二五〇人(二五×五〇)とし、これに『倭名類聚抄』(印本)の郷数四〇四一を乗じて全国良民人口五〇五万二五〇人を算出、さらにこれに平城京の人口二〇万人と全人口比率五七一〇%の奴婢人口とを加えるという方法をとつており、これによれば総人口は五五〇~五八〇万人と計算される。
- (8) 同研究に従事した研究員の一人である鬼頭宏もその結果を自著に五五〇~五八〇万人として引用しているので、本稿ではこの数値を採用する。鬼頭宏『日本二千年の人口史』PHP研究所 一九八三年)。

亀元（七七〇）年籍（延暦二〇年五月以降廃棄）がある。

各文書の書風等も特にこれと矛盾しない。

前掲（註3）報告書 七四三～七四七頁・七八八頁

(11) 前掲（註1）報告書 第三章

(12) 本遺跡出土の漆紙文書には、第一次文書が廃棄されたのか、さらにその紙背が別文書に利用されているものもかなりみられる。それらの中には籍帳や調帳など、明らかに国衙拝下げの公文書の紙背に別文書が記されているものが多い（六六・一四五・一七一・二一一・二一六・二一一・二三八の各号文書）。六六号の延暦九年具注曆を始めとして、そこには本遺跡で紙背の二次利用が行われたものが含まれているとみられる（先掲〔註1〕報告書参照）。

本遺跡は官衙ブロックと居住・工房ブロックの両者よりなり、一八点もの硯や六点の鎔帶具の出土から文書事務に携わる官人の存在が推定されているが（先掲〔註3〕報告書）、国衙拝下げの反故文書はその官衙ブロックの施設に保管され、適宜その紙背が別文書（曆や帳簿など）に利用されたり、居住・工房ブロックで行われた漆塗作業の容器のフタ紙に使用されたりしたものであろう。紙背利用の上でさらに漆容器のフタ紙に用いられた場合、その時期は第一次文書の廃棄時点からかなり隔たることになるのが一般かと思われるが、そもそも各紙片が二次利用（紙背利用もしくはフタ紙への直接の使用）に供されるまでの期間はかなり区々であろうし、紙背文書廃棄後も直ちにフタ紙に利用されるとは限らないから、各文書の年紀と出土遺構の年代との関係は一率に断ずることができない。

(13) 以上「八」と「拾」については先掲（註1）報告書、図版編を参照のこと。

(14) 諸戸籍とも『大日本古文書』一。なお先掲（註1）報告書では、澤田

前掲書（註4）における戸口集計に基づき、御野一〇〇対五・一、西海道一〇〇対六・六、京畿一〇〇対八・二としたが、今回改めて独自

に集計しなおし、本文のように訂正する。

『大日本古文書』一

(15) 本稿に官戸と称するのは封戸に対する意味で用いるものであり、令規定の賤民としての官戸ではない。

(16) 天平四（七三一）年隱岐国正税帳、同年越前国郡稻帳（以上『大日本古文書』一）、天平九年和泉監正税帳、天平一〇年駿河国正税帳、天平一一年出雲国大税帳給歴名帳、同年備中國大税負死亡人帳（以上『大日本古文書』二）など。

(17) 飯田瑞穂『新抄格勅符抄に関する考察』（芸林）一〇一六～一九五九年）によれば、同書の神封・寺封列記部は大同元（八〇六）年牒に含まれ、その内容は延暦年間のものとされる。水野柳太郎「大安寺の食封と出舉稻（一施入年代）」（『続日本紀研究』二一一～一九五五年）にも同様の指摘がある。

(18) 池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』（吉川弘文館 一九八一年）によれば『和名類聚抄』の郷名は九世紀前半を中心とする時期の状態を表わしているとされるので、これを延暦期の郷数として取り扱うことには問題はないと考える。さらに本稿では、他に適切な史料がないので、従来の諸研究と同じく奈良時代の人口推計についても同書の諸国郷数を利用する。

(19) $32.0 \times (1000 - 1650) = 32000 \sim 52800$

先掲（註1）報告書では漠然とした推測から「おそらく常陸国内の神戸・封戸の口数が二万にも達することはなかろう」としたが、本稿のように訂正する。また『新抄格勅符抄』にみえる鹿嶋神戸の一戸平均口数三二・〇人によつて常陸一国の封戸総口数を算出した点につ

き、或はこれを過大であるとする疑問が生じるかも知れぬが、延暦年間の同國に最低でも一〇〇戸（＝二〇郷）の神封・寺封の存したことは確かであるから、いま仮りにこれ以外に封戸はなかつたものとして官戸の一戸平均戸数を求めれば二八・八人となる。

$$191660 + [(153 - 20) \times 50] = 28.8$$

同國にこれより多くの封戸が存在したことは疑いないから、官戸の一戸平均戸数は実際にはもっと多くなり、ここで計算に用いた神戸・封戸の一戸平均戸数三二・〇人に近づく。ということは、三〇人前後というものが当時の常陸國全体を通じた一戸平均戸数として妥当な数値だということであり、一戸三二・〇人として神戸・封戸の総戸数を算出したのが決して過大な計算ではないことが知られよう。

$$191660 + (32000 - 52800) = 223660 - 244460$$

(2) 『延喜式』主計下に収められた大帳の書式では、「都合今年計帳定見良賤大小口」のうち課口は「見不輸」と「見輸」とに分けられ、さらにその「見輸」が「封」と「官」の各々について「半輸」と「全輸」とに区分されている。新訂増補國史大系本によれば、中男の記載は、その「半輸」の具体例として挙げられた「駅子」「遭喪」「侍人」「兵士」の内訳としてしかみえておらず、その総戸数がどこにも示されていないことになる。ただその兵士の内訳として中男のみが挙げられている点は不審で、軍防令兵士簡点条に「(前略) 其應点入軍者。同戸之内。每三丁一取二丁」とあるごとく、兵士は正丁から取るのを原則としたから、或は国史大系本の記載は次のとく訂正すべきかとも思われる（ただし大宝二年御野戸籍には若干ながら少丁「中男」の兵士が認められる）。

(誤) 口若干兵士 → 口若干中男
(正) 口若干兵士
口若干中男

このようにみれば、延喜の大帳式では中男が課口半輸の一項目としてその最後に挙げられていることになり、一応先の疑問は解消するが、天平一二年の越前国江沼郡山背郷計帳（『大日本古文書』二）では中男は見輸（半輸・全輸）とは区別されてその前に挙げられており（神

龜・天平の京畿計帳では見不輸である）、なお若干の疑問は残る。

二三七号・二三九号両文書の文字の位置関係については、一部の文字に重なりがみられ、適確に図示し難いので、先掲（註1）報告書図版編収録の写真を参照されたい。なお報告書の本文編では二三九号文書b'片の釈文を

「拾

」刀自賣年「

」年陸拾「

としたが写真によつてさらに検討した結果、第二行目「年」字の下には「玖」一字が認められ、第一行の「拾」字はその「玖」字とほぼ同じ高さに位置していることが知られたので、本文に示したごとく訂正する。また二三九号文書c片をa片より前に位置するとしたのは単純な勘違いによる誤りで、a片より後に位置するものである。なお二三七号文書a・b両片の位置関係が本文に示したごとく復元されることについては報告書にも述べたが、そこでは慎重を期して、裏文書（二三八号文書）との関係上それが妥当であるかどうかはにわかに判断し難いとした。二三八号文書の内容・性格についてはその後もなお適確に把握できないままであるが、特にこの復原案に抵触する事実も見出されないので、本稿では改めてこれを採用するものである。

課口数を五万余とみた場合、現存籍帳における比率（本文後述）からして中男数が六百余では少なすぎるの、両者の組み合わせとしてはこの二通りしか考えられない。

(25)

大嶋郷は末尾集計部の記載（五〇戸分）により、総口数は一九一、課口数は三三四であることが知られる（仲村里の総口数は三六七である。——表3註(1)参照）。意布郷は完全戸七戸分の総口数が六六、課口数は二一、少幡郷は同じく一戸分の総口数が二九、課口数は四である。これを合計すれば総口数一一八六、その中の課口数が三四九となる。

(26)

$$(50125 \sim 50925) \times 1286 \div 349 = 184701 \sim 187649$$

(27)

$$106582 \div 83188 \times 100 = 128.2$$

(28)

$$1910 \div 189750 \times 100 = 1.0$$

(29)

先に一九四号文書四行目の見定官戸口数を復元する際、これら八世紀前半の籍帳における良賤比率を参考とし、下総に隣接する常陸では賤の比率をできるだけ少なめに見積もるべきだとして、その総口数 x 万

極めて近似するのは当然だという批判があるかも知れぬが、右の x は一九を最小とする整数であつて、もしこれを二〇とすれば奴婢口数は一六六〇の x を一九と復元した。従つてその良賤比率が下総戸籍ととは前述した通りである。西海道戸籍の良賤比七・〇%は、残存する少數戸の中にもたまたま奴婢を多く所有する戸が含まれている豊前国加自久也里（三戸）と同某里（一戸）を加えて計算した数値であり、これらを除けば五・三%となる点よりしても（表2参照）、この六・三%という数値があまりにも過大であることは明らかであろう。従つて右の x は一九と復原するしかなく、それによつて算出される良賤比一・〇%という数値は、下総戸籍からは独立した史料価値を持つものである。

(30) この課口に対する中男の比率は、便宜上、澤田前掲書（註4）六五～六七頁の集計表によつて算出した。

(31)

$$615 \div 5925 \times 100 = 10.4$$

$$695 \div 5125 \times 100 = 13.6$$

(32)

先述のように、養老五年下総戸籍における総口数一一八六人のうち課口数は三四九人である。この比率を適用する時、本文書にみえる一郡課口数五一一五～五九一五人に対する総口数は次のように計算され

x₀。

$$(5125 \sim 5925) \times 1286 \div 349 = 188885 \sim 21833$$

$$(18885 \sim 21833) \div (50 \times 50) = 12.6 \sim 14.6$$

$$(18885 \sim 21833) \div 14 = 1349 \sim 1560$$

$$(1349 \sim 1560) \times 153 = 206397 \sim 238680$$

$$(33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41)$$

『続日本紀』天平一一年五月辛酉条
鬼頭清明「位禄の支給額についての覚書」（『続日本紀研究』11）
『令集解』禄令食封条所引。同官奏は『類聚三代格』『政事要略』にも

一九六四年）
正丁と次丁の比率については便宜上澤田前掲書（註4）七四頁の比例

表によつた。以下の課丁と中男の比率、課口と男女総口数の比率につ

いても同様である。

$$1\text{郷の正丁数} = x \quad 1\text{郷の次丁数} = y$$

$$\left\{ \begin{array}{l} x : y = 39.9 : 3.7 \\ x + \frac{1}{2}y = 200 \end{array} \right. \longrightarrow \left\{ \begin{array}{l} x = 191 \\ x + y = 209 \end{array} \right. \quad y = 18$$

$$1\text{郷の中男数} = x$$

$$209 : x = 43.6 : 8.2 \quad x = 39$$

$$1\text{郷の良民総口数} = x$$

$$248 : x = 51.8 : 219.7 \quad x = 1052$$

- (3) $1052 \times 4041 = 4251132$
 岸俊男「人口の試算」(『古代宮都の探究』塙書房 一九八四年)
- (4) 全国総戸数 = x
- (5) $4251132 : x = 100 : 4.4$
 $x = 187050$
- (6) $1068 \times 4041 = 4315788$
- (7) 『大日本古文書』
 $5068 \times 9.3 = 47132$
- (8) $47132 \div 46 = 1025$
- (9) 詳細は省くが、天平一一年遠江国浜名郡輸租帳(『大日本古文書』11)にみえる口数五三七一(男二三八五、女二九四五、奴一七、婢一四)を受田口数とした場合、同郡の一戸平均口数は約一〇人と計算される。これを適用すれば阿波国の総口数は五万六八〇人となり、一郷平均口数は一一〇一人である。この場合は逆に表5の一郷平均口数一〇六八より多くなるが、それに極めて近いことは下総国戸籍による一戸平均口数を適用した場合と同様である。
- (10) $43 \times 4041 = 173763$
- (11) 社会工学研究所による奈良時代人口の計算では、註(6)に記したように、一郷の良民総口数を一二五〇とし、これを基礎に全国総人口を五五〇へ五八〇万人と算出している。しかしその根拠は示されておらず、筆者の集計では八世紀前半の一郷平均口数は奴婢を含めても一〇六八人にしかならないので、これに従うことはできない。
- (12) $216900 \times (1+0.01) = 219069$
- (13) $(224000 \sim 244000) \div 153 = 1464 \sim 1595$
- (14) $(1464 \sim 1595) \times 4041 = 5916024 \sim 6445395$
 新訂増補国史大系本による。摂津国については頭注により文殊会料二〇〇〇束を補い、志摩国については穀一七〇〇束を額稻一万七〇〇〇
- (56) 束に換算した。また山城国の端数四把三分は切り捨てた。
- (57) 全国総口数 = x
 $(224000 \sim 244000) : 1846000 = x : 43856680$
 $x = 5321721 \sim 5796874$
- (58) 潤田の推計、約五六〇万人という数値は良民人口であるので、これに全国平均四・四%の奴婢口数を加えれば、良賤総口数は約五八五万人となることになる。
- (59) $5600000 \times 1.044 = 5846400$

表1 大宝2年御野国戸籍人口表

	戸数	総口数	男	女	奴	婢	男女比 (%)	良賤比 (%)	1戸平均口数	1里当口数
三井田里	50	899	422	463	7	7	109.7	1.6	18.0	899
半布里	54	1119	541	551	14	13	101.8	2.5	20.7	(1036) 1202
春部里	28	631	286	325	9	11	113.6	3.3	22.5	1127
栗栖田里	21	378	164	207	2	5	126.2	1.9	18.0	900
肩々里	3	136	39	35	31	31	—	—	—	—
某里	1	20	9	11	0	0	—	—	—	—
某里	3	36	17	19	0	0	—	—	—	—
計	160	3219	1478	1611	63	67	(109.4) 109.0	(2.3) 4.2	(19.8) 20.1	(989) 1006

- (註) 1. 某里としたものは二つとも『大日本古文書』一では各務郡中里の断簡とされているが、「正倉院戸籍調査概報」(統一)〔『史学雑誌』69-2〕の添永貞三氏の報告により訂正した。
 2. 戸数欄の数字は、現存戸籍中1戸の総口数およびその男女奴婢別内訳が完全に知られるもののみの戸数である(表2以下もみな同じ)。但し、三井田里のみは1里の集計部が完存しているので、それによって記した。
 3. 1里当口数は、1里(郷)を令規定どおりの50戸として算出した(表2以下もみな同じ)。但し、半布里のみは1里が58戸よりなることが知られるので、58戸当りの口数を記し、併せて50戸当口数も()に入れて示した。
 4. 肩々里・某里については、残存戸数が僅少なので、男女比以下の数値は特に示さなかった。
 5. 合計欄の男女比以下の数値は、肩々里・某里をも含んで算出したが、併せてそれらを除外した場合の数値も()に入れて示した。

表2 大宝2年西海道戸籍人口表

	戸数	総口数	男	女	奴	婢	男女比 (%)	良賤比 (%)	1戸平均口数	1里当口数
筑前国・川辺里	21	497	213	242	18	24	113.6	9.2	23.7	1183
豊前国・丁里	21	429	204	220	2	3	107.8	1.2	20.4	1021
〃・塔里	(6) 5	(153) 128	(?) 64	(?) 64	(0) 0	(0) 0	—	—	—	—
〃・加自久也里	3	130	47	56	15	12	—	—	—	—
〃・某里	1	63	23	30	6	4	—	—	—	—
豊後国・某里	1	15	6	9	0	0	—	—	—	—
計	(53) 52	(1287) 1262	(?) 557	(?) 621	(41) 41	(43) 43	(110.8) 111.5	(5.3) 7.0	(22.0) 24.3	(1102) 1214

- (註) 1. 豊前国各戸籍断簡の接続および所属里については、「正倉院戸籍調査概報」(『史学雑誌』68-3)における平野邦雄氏の報告によって『大日本古文書』を訂正した。上表の数値はその結果に基づくものである。なお某里とした断簡は同氏によって加自久也里所属の可能性も示されているが(「正倉院戸籍調査概報」(統一)〔『史学雑誌』69-2〕), なお確実ではないので、ここでは某郡某里として取り扱う。
 2. 塔里戸籍には、完全戸5戸の他にお1戸、男女別内訳は不明ながら総口数25、奴婢口数0の戸が存在する。男女比以外の計算には有効なので、これを含めた数値を()に入れて示した。
 3. 豊前国塔里・加自久也里・某里、豊後国某里については、残存戸数が僅少なので、男女比以下の数値は特に示さなかった。
 4. 合計欄の男女比以下の数値は、豊前国塔里以下をも含んで算出したが(但し、男女比は塔里を5戸とした数値、良賤比以下は塔里を6戸とした数値)、併せてそれらを除外した場合の数値も()に入れて示した。戸数から婢口数までの欄に()に入れて示した数値は塔里を6戸とした場合の数値である。

日本古代の人口について

表3 養老5年下総国戸籍人口表

	戸数	戸数	総口数	男	女	奴	婢	男女比 (%)	良賤比 (%)	1戸平均口数	1戸平均口数	1郷当口数
大嶋郷	50	130	1191	510	672	3	6	131.8	0.8	23.8	9.2	1191
意布郷	—	7	66	31	32	1	2	—	—	—	—	—
少幡郷	—	1	29	10	17	2	0	—	—	—	—	—
計	—	138	1286	551	721	6	8	130.9	1.1	—	9.3	—

- (註) 1. 大嶋郷の数値は末尾集計部による。『大日本古文書』一では空白となっている仲村里の総口数は「正倉院戸籍調査概報」(『史学雑誌』68-3)の土田直鎮・青木和夫両氏の報告により、「合口參佰陸拾柒」を補って計算。
 2. 意布郷・少幡郷については、全戸の内容が判明するものは少ないので、完全戸数のみを取り出し集計した。
 3. 意布郷・少幡郷については、残存戸数が僅少なので、男女比以下の数値は特に示さなかった。
 4. 合計欄の男女比以下の数値は、意布郷・少幡郷も含んで算出したものである。

表4 神亀～天平年間計帳人口表

	戸数	総口数	男	女	奴	婢	男女比 (%)	良賤比 (%)	1戸平均口数	1郷当口数
山背国・出雲郷	18	385	153	197	17	18	128.8	10.0	21.4	1069
〃・某郷	20	344	146	188	4	6	128.7	3.0	17.2	860
〃・大隅郷(?)	4	90	37	52	0	1	—	—	—	—
右京・3条3坊、 8条1坊	9	148	62	71	8	7	—	—	—	—
越前国・山背郷	2	87	41	45	1	0	—	—	—	—
計	(51) 53	(967) 1054	(398) 439	(508) 553	(29) 30	(32) 32	(127.6) 126.0	(6.7) 6.3	(19.0) 19.9	(948) 994

- (註) 1. 京畿計帳では、多くの逃亡が除帳されずに附載され続けているが、本表ではそれらもすべて加えたままで集計した。
 2. 山背国愛宕郡某郷計帳については、天平4年帳後の追記はすべて除外し、天平4年6月現在で集計した。
 3. 山背国大隅郷(隼人計帳)・右京・越前国山背郷については、残存戸数が僅少なので、男女比以下の数値は特に示さなかった。
 4. 合計欄の男女比以下の数値は、大隅郷以下をも含んで算出したものである(京戸は除くのが適切かも知れぬが、いまはそれも加えた)。また合計欄に()に入れて示したのは、越前国山背郷を除いた京畿計帳のみの数値である。

表5 8世紀前半現存籍帳合計人口表

	戸数	総口数	男	女	奴	婢	男女比 (%)	良賤比 (%)	1戸平均口数	1里(郷) 当口数
御野国・三井田里	50	899	422	463	7	7	109.7	1.6	18.0	899
〃・半布里	54	1119	541	551	14	13	101.8	2.5	20.7	(1036) 1202
〃・春部里	28	631	286	325	9	11	113.6	3.3	22.5	1127
〃・栗栖田里	21	378	164	207	2	5	126.2	1.9	18.0	900
〃・肩々里	3	136	39	35	31	31	—	—	—	—
〃・某里	1	20	9	11	0	0	—	—	—	—
〃・某里	3	36	17	19	0	0	—	—	—	—
筑前国・川辺里	21	497	213	242	18	24	113.6	9.2	23.7	1183
豊前国・丁里	21	429	204	220	2	3	107.8	1.2	20.4	1021
〃・塔里	(6) 5	(153) 128	(?) 64	(?) 64	(0) 0	(0) 0	—	—	—	—
〃・加自久也里	3	130	47	56	15	12	—	—	—	—
〃・某里	1	63	23	30	6	4	—	—	—	—
豊後国・某里	1	15	6	9	0	0	—	—	—	—
下総国・大嶋郷	50	1191	510	672	3	6	131.8	0.8	23.8	1191
山背国・出雲郷	18	385	153	197	17	18	128.8	10.0	21.4	1069
〃・某郷	20	344	146	188	4	6	128.7	3.0	17.2	860
〃・大隅郷(?)	4	90	37	52	0	1	—	—	—	—
右京・3条3坊、 8条1坊	9	148	62	71	8	7	—	—	—	—
越前国・山背郷	2	87	41	45	1	0	—	—	—	—
計	(316) 315	(6751) 6726	(?) 2984	(?) 3457	(137) 137	(148) 148	115.9	4.4	21.4	1068

- (註) 1. 本表は、表1～表4のうち戸数単位の集計しかしていない下総国意布郷・少幡郷を除き、他をすべて集計したものである。
2. 合計欄の戸数から婢口数まで、()に入れて示したのは塔里を6戸とした場合の数値である。
3. 合計欄の男女比は塔里を5戸として算出した数値、良賤比以下は塔里を6戸として算出した数値である。